

平成20年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会（第1日）

1. 出席議員（12名）

1番	藤	井	俊	雄	2番	竹	下	尚	志
3番	加	納	義	紀	4番	若	杉	優	
5番	津	留		涉	6番	前	田	俊	雄
7番	大	久	保	妙	8番	友	廣	英	司
9番	江	頭	大	助	10番	村	山	正	美
11番	津	口	勝	也	12番	後	藤	秀	記

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（12名）

顧問 (春日市長)	井上澄和	顧問 (那珂川町長)	武末茂喜
企業長	川原康義	局長	白水満
総務課長	櫻井隆司	経理課長	松永明
企画課長	佐伯久典	建設課長	磯田慶二
営業課長	山崎巖	営業課主幹	築地陽
工務課長	八尋正廣	浄水課長	石橋博

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	櫻井隆司	書記	山川誠治
書記	中島勝巳		

5. 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第6号から議案第9号、報告第1号及び報告第2号の上程、提案理由の説明

6. 会議に付した事件名

議案第6号 平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

議案第7号 平成20年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算の補正に関する専決処分について

議案第8号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 春日那珂川水道企業団特別職の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の資金不足比率について

報告第2号 平成19年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

開会 14時00分

○津口議長 定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会を開会いたします。

平成20年度の定期監査結果報告書が監査委員から提出されておりますので、配付させていただいております。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9番江頭議員、10番村山議員を指名いたします。

日程第2、議席の指定を議題といたします。

今回新たに企業団議員に選出されました若杉議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において4番に指定いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津口議長 御異議ないと認め、若杉議員の議席を4番に指定いたします。

それでは、新たに企業団議員に選出されました若杉議員を紹介いたします。

若杉議員、どうぞ。

○若杉議員 皆さん、こんにちは。那珂川町会議員の若杉優です。私1期目で、まだ勉強中なんで、皆さんの御指導をよろしくお願ひいたします。

○津口議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津口議長 御異議なしと認めます。よって、今次定例会の会期は、本日、あすの2日間と決定いたしました。

日程第4、今次定例会に提出されております議案第6号から議案第9号、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

早速、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○川原企業長 本日、ここに平成20年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中に御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、井上春日市長並びに新たに那珂川町長になられました武末町長の両顧問におかれましても御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、前回の議会でお話ししておりましたとおり、ことしは行財政改革元年と位置づけ、各種の改革のための作業を行っているところでございます。その取り組みの主なものとしては、健全な財政運営の確立、あるいは効率的な組織運営と適正な定数管理、さらには効率的な事務事業の推進、人材育成等意識改革の向上の諸点を骨子といたしまして、現在行財政改革を進めてまいっておるところでございます。この行財政改革の推進に際しましては、議員各位を初め両顧問の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、本日提案いたしております議案について御説明を申し上げます。

議案第6号平成19年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算についてでございます。平成19年度の収益的収支につきましては、収入において26億7,800万円余、支出において24億1,300万円余で、当年度の利益2億3,100万円を計上させていただいております。

一方、資本的収支におきましては、収入において5億7,800万円余、支出において12億4,100万円余であります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6億6,200万円は、当年度分の消費税資本的収支調整額3,300万円余、それと過年度分の損益勘定留保資金6億2,900万円余をもって補てんいたしております。

次に、議案第7号平成20年度の春日那珂川水道企業団水道事業会計予算の補正に関する専決処分についてでございます。企業債が国の特例措置により繰上償還が認められたことに伴いまして予算措置を行う必要が生じ急施を要したため、専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第8号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、その取り扱いに準じ条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号春日那珂川水道企業団特別職の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方自治法の改正に伴い、当企業団の条例改正の必要が生じたものでございます。

次に、報告いたしまして、水道事業会計の資金不足比率及び情報公開制度並びに個人情報保護制度の運用状況について議会に御報告を申し上げるものでございます。

ただいま上程いたしました議案はいずれも水道事業運営上極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、議案の詳細につきましては、局長並びに経理課長から補足させますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○津口議長 松永経理課長、補足説明をお願いします。

○松永経理課長 経理課長でございます。補足説明に入ります前に、議案の一部に誤植がありまして、先ほど訂正をさせていただきました。こちらの不手際で大変御迷惑をおかけいたしました。申しわけありませんでした。

それでは、補足説明を行います。

私からは議案第6号、議案第7号と報告第1号について説明を行います。

まず、議案第6号平成19年度水道事業の決算についてでございます。水道事業の決算はその帳票の主なものが消費税抜きで調整をされることから、予算と対比するために別に説明資料のほうを添付させていただいております。

議案第6号関連資料という赤いインデックスのページをお開きください。

平成19年度決算の大綱でございます。こちらの1ページをお願いいたします。

まず、予算の執行状況でございます。

収益的収入及び支出。水道事業収益の決算額は26億7,891万3,689円でございました。内訳といたしまして営業収益の給水収益、これは水道料金収入でございます。24億5,400万円余でございました。この決算額につきましては、平成17から18について約1,500万円減でございましたが、さらに平成19年度におきましては約2,000万円の減収となっております。この主な原因といたしましては、営業用の用途で当企業団過増制の料金体系をとっておりますが、高い料金域での水量が減少したこと、また一般家庭で、件数は増加しているものの平均の使用水量が減少したことなどの理由から減収を招いたものと見ております。

その他営業収益1億2,000万円余、この主なものは、春日市那珂川町の下水道料金を当企業団が委託を受けて徴収をいたしております、その委託料でございます。

営業外収益、1目負担金7,900万円余、これは春日市、那賀川町から当企業団を通じまして福岡地区水道企業団へ一般会計へ出資されるものでございます。

その他営業外収益2,400万円余、これは主なものは受取利息でございますが、その他、平成17年度に雷の被害を受けまして浄水場の修理を行っておったんですが、その保険金が19年度に約700万円ほど入ってきております。その受け入れをここで行っております。

2ページをお願いいたします。

水道事業費用でございます。水道事業費用の決算額は24億1,397万4,059円でございました。内訳といたしまして、営業費用の原水及び浄水費2億9,500万円余、これは当企業団

の浄水場の運営費、主に浄水課の費用でございます。不用額が約1,700万円ほど出ておりますが、これは委託料と動力費が主なものでございます。

2目配水及び給水費 1億2,200万円余、これは当企業団、主に工務課の費用でございます。

3目業務費4,800万円余、これは料金を徴収いたします費用でございます。当企業団、営業課と那珂川出張所の費用になります。

4目総係費 4億9,300万円余、この総係費の中には建設課を除く職員全員の人事費がこの中に含まれております。人事費は約4億1,500万円でございます。こちら総係費でも1,400万円ほど不用額が出ておりますが、主なものとしましては委託料と人事費がございます。

5目議会費、6目監査費でございます。

7目受水費 3億6,100万円余、これは福岡地区水道企業団から当企業団が受水をいたしております、その費用でございます。19年度は約270万トンの受水を受けております。

8目減価償却費、9目資産減耗費でございます。

営業外費用の負担金7,900万円余、これは収入のほうで申し上げました福岡地区水道企業団への出資金の支出に当たる部分でございます。

2目支払い利息 2億3,700万円余、これは企業債の支払い利息でございます。

雑支出700万円余、消費税及び地方消費税4,700万円余。

なお、19年度予備費のほうから充用を行っております。介護施設の用途認定の修正による還付金等還付加算金244万7,000円を予備費から充用いたしまして雑支出から支出を行っております。結果、収益的収支の差し引き額は2億6,400万円余となりまして、税を除きます当年度の純利益は2億3,130万5,414円となり、昨年度からの未処分利益剰余金と加えますと、8億1,200万円余が19年度の未処分利益剰余金として計上をされております。

ここで手前に戻りますが、議案第6号の下に剰余金処分計算書案と赤いインデックスについていると思います。このページをお開きください。8ページでございます。

平成20年度の剰余金処分計算書案をここにつけております。先ほど申し上げましたように未処分利益剰余金は8億1,200万円余、このうちから法定の積立金、減債積立金のほうに3,000万円、任意積立金の建設改良積立金に3億円を積み立てまして、残りの4億8,200万円余を翌年度の利益剰余金として繰り越しいたします計算書案をここに記載をいたしております。

それでは、申しわけございません、先ほどのページに戻っていただきまして、3ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。資本的収入の決算額は5億7,874万6,331円でございました。内容といたしましては、企業債の借り入れ4億円、工事負担金1億1,900万円余。この工事負担金といいますのは、新たに水道を引かれる際に当企業団のほうに納めていただく加入負担金と、うちの水道管が邪魔になってそれを布設がえする際の工事負担金、この2種類がございます。

国庫補助金2,900万円余、出資金、同額の2,900万円余でございます。この国庫補助金と出資金、これはともに五ヶ山ダム建設に伴う国庫補助金と構成団体からの出資金となっております。

4ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。決算額は12億4,144万6,836円でございました。建設改良費の水源浄水場施設整備費3億3,500万円余、配水施設整備費4億2,300万円余、五ヶ山ダム建設事業費1億900万円余、諸設備費300万円余、企業債償還金3億6,800万円余、これは償還元金でございます。国庫補助金返還金100万円余。この国庫補助金返還金は、平成18年度に当企業団が収入いたしました国庫補助金の消費税に当たる部分を国に返還するものでございます。

結果、資本的収支不足額は6億6,200万円余となり、その補てんについては消費税の資本的収支調整額と過年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

5ページには予算の補正状況を記しております。19年度は2回にわたりまして予算の補正を行っております。

6ページをお願いいたします。

19年度の業務量でございます。19年度の給水人口は14万7,800人となりまして、給水区域内の人口に対する割合、普及率は93.7%。これは内訳を記しておりませんが、春日市が99.2%、那珂川町が81.2%でございます。配水量、年間の配水量といたしましては1,345万立米、1日最大の配水量といたしましては4万1,843立米、これは6月6日に記録をいたしております。この配水量に対しまして有収水量、料金になった水量でございますが、1,251万立米、この割合、有収率が93.0%となっております。供給単価、1立米当たりの販売単価でございますが、186円82銭。給水原価、1立米当たりの製造原価でございます、これが185円78銭。この中には構成団体から福岡地区への出資金等、水道料金以外のものが含まれております。そういうものを除きますと168円34銭がこの給水原価となります。

また、給水原価が18年度から6円67銭減っております。この主な原因といたしましては人件費、支払い利息、その他雑支出などが減ったことがこの要因となっております。

7ページ、主要事業の概要でございます。水源浄水場施設整備費におきましては、原町浄水場内に配水処理施設の築造工事を19年7月に着工いたしております。完成は今年度の10月を予定といたしております。その他浄水場関係のポンプ、電気設備の改修工事を行つております。

また、配水施設整備事業におきましては、給水区域内、那珂川町、春日原等に新たに290メートルの水道管を布設いたしまして、また老朽管の更新を含めますと5,181メートルの管を更新をいたしておりますところでございます。

以上が議案第6号の補足の説明でございます。

引き続き、議案第7号の補足説明をさせていただきます。

議案第7号は20年度の水道事業会計予算の補正でございます。当企業団の企業債、公営企業金融公庫から借り入れている分でございますが、国の特例措置によって繰上償還が認められました。すぐさま予算措置を行う必要が生じましたが、急を要したため、議会を招集するいとまがなかったため、専決処分を行つたものでございます。

内容の説明につきましては、議案第7号関連資料というページをお開きください。こちらの2ページをお願いいたします。

ここに補正予算の実施計画を記しております。

まず、収益的収入及び支出におきまして、営業外費用の支払い利息373万3,000円を減額、これは繰上償還実施による不用額でございます。

また、資本的収入及び支出におきまして、企業債償還金9,386万4,000円を追加いたしております。

先ほど申し上げましたように、今回の補正につきましては公営企業金融公庫の分のみでございます。約1億700万円の繰上償還を行つております。

あと、資金運用部につきましては、3月にまた許可されればやるようと考えております。

次に、報告第1号の補足説明を行います。

報告第1号は水道事業会計の資金不足比率についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されまして、平成20年度からこの資金不足比率について公表を義務づけられております。当企業団におきましても平成19年度決算値で資金不足比率の算定を行いました。結果、流動資産が流動負債を上回ったため、差し引きでマイナスとなっております。結果、資金不足比率はバーとなっておるところでございます。

以上で私の補足説明終わります。

○津口議長 補足説明を、白水局長。

○白水局長 引き続きまして、私のほうからは議案の第8号、議案第9号及び報告第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第8号でございます。春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、当企業団においてもこれに準じた扱いをするため、所要の規定の整備を図るというものでございます。

次のページに改正条文を掲げておりますが、説明のほうは、赤のインデックスによりまして関連資料というところで説明をいたします。

ここに新旧対照表というのをつけております。これはいささか13項目にわたりまして、第4条を除いてほとんどの条について改正箇所がございますので、それもほとんどが字句の追加ですとか見出しの修正などでございます。

内容を扱った箇所を4点ほど御説明申し上げます。

まず、2ページの第3条でございます。ここは内容の追加がございました。再度の育児休業をすることができる特別の事情ということで、これは3ページの第3号に掲げておりますが、これが追加されました。

それから、2つ目が5ページの第8条でございます。これは内容の改正でございまして、育児休業期間の換算率を「2分の1」から「100分の100以下」に改正するというものでございます。

続きまして、7ページに11条がございます。これも内容の整理でございます。まず、見出しの「部分休業」というものを「部分休業の承認」に改正して、部分休業の承認要件を緩和する規定を整備するものでございます。

それから最後に、8ページの第13条でございます。これは条の追加でございます。部分休業の承認の取り消し事由といたしまして3項目の場合を規定いたしたものでございます。

次に、議案第9号でございます。春日那珂川水道企業団特別職の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い春日那珂川水道企業団特別職の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するというものでございます。

次のページに改正条文を上げておりますが、これも同様に、関連資料といたしまして赤いインデックスのほうで御説明いたします。

関連資料第9号のほうに、これも新旧対照表をつけております。

当企業団におきまして扱うべき事項といいますのは、議員の報酬に関する規定の整備に

関する事項でございます。議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離する。それと報酬の名称を「議員報酬」に改めるというものです。本企業団においては、現在第2条として報酬を一本化していたものを、第2条に新しく「議員報酬」、それから次のページの第2条の2といたしまして、「その他の特別職の報酬」というように分離し、名称を改めるものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。これは平成19年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。それぞれの2つの制度について運用状況報告書を作成いたしましたので、春日那珂川水道企業団情報公開条例第23条及び春日那珂川水道企業団個人情報保護条例第20条の規定により報告するものでございます。

1枚めくっていただきまして、この初めにのページで記載しておりますが、下のほうになります。平成19年度の運用状況は、情報公開制度につきましては、開示請求はございません。それから、個人情報保護制度につきましては、個人情報登録簿への搭載、目的外利用はありませんが、事故情報の開示請求が831件、外部提供が20件ございました。という状況でありまして、詳細は次のページに掲げておりますが、後ほど御一読いただきますようよろしくお願いします。

以上で議案3件、報告2件の補足説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○津口議長 提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を終了します。

あすは午後1時から本会議を開きます。よろしくお願ひいたします。

散会 14時29分